

## 20 不服審査

### (1) 異議申立て

区分	本年度要処理件数				みなす審査 請求件数
	前年度未決 繰越件数	本年度に申立てた件数 処分に係るもの	不作為に係るもの	計	
申告所得税	66	267	-	333	-
源泉所得税	3	11	-	14	1
法人税	14	51	-	65	-
相続税	-	20	-	20	-
贈与税	-	6	-	6	-
消費税	29	108	-	137	2
有価証券取引税	-	-	-	-	-
法人特別税等	6	-	-	6	-
地方消費税	15	98	-	113	2
その他の 酒税	-	-	-	-	-
徴収関係	8	19	-	27	-
計	141	580	-	721	5

### (2) 審査請求

区分	本年度要処理件数				計
	前年度未決 繰越件数	本年度に申立てた件数 処分に係るもの	不作為に係るもの	みなす審査 請求件数	
申告所得税	172	134	-	-	306
源泉所得税	4	3	-	1	8
法人税	75	38	-	-	113
相続税	16	11	-	-	27
贈与税	-	6	-	-	6
消費税	50	96	-	2	148
有価証券取引税	-	-	-	-	-
地価税	-	-	-	-	-
法人特別税等	6	-	-	-	6
地方消費税	30	85	-	2	117
その他の 酒税	1	-	-	-	1
徴収関係	4	4	-	-	8
計	358	377	-	5	740

### (1)・(2)共通

調査対象

国税通則法及び行政不服審査法に基づき異議申立て及び審査請求されたもの  
平成14年4月1日から平成15年3月31日

調査期間  
(注)

1 件数は、処分に係るものについては1処分ごとに、その他のものについては1事案ごとに1件として掲げた。ただし、本税と過少加算税を併せて異議申立てがあった場合は、1件として掲げた。

2 審査請求の内書は、国税局分である。

1 不作為とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらず、これをしないことをいう。

2 みなす審査請求とは、国税局長又は、税務署長等が異議申立てを審査請求として取り扱うことを適当と認め、かつ、異議申立人がそれに同意したとき、あるいは更正決定等について審査請求がされている場合に、その更正決定等に係る課税標準等についてされた他の更正決定等に対し異議申立てがされたときに審査請求がされたものとみなされたものという。

3 みなす取下げとは、異議決定を経ないで審査請求がされた場合に取り下げられたものとみなされた異議申立て及び審査請求がされた日以前に異議申立てに係る処分の全部を取り消す旨の異議決定書の謄本を発している場合に取り下げられたものとみなされた審査請求をいう。

用語の説明

本 年 度 処 理 濟 件 数										本年度未決 繰 越 件 数
み な す 取 下 げ 件 数	取 下 げ 件 数	却 下 げ 件 数	棄 却 件 数	却 全 部 件 数	部 取 消 し 件 数	部 取 消 し 件 数	変 そ の 件 数	更 他 件 数	計	- -
件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
-	39	4	173	2	31	-	-	249	84	
-	2	2	4	-	-	-	-	8	5	
-	5	3	21	-	-	-	-	29	36	
-	2	1	12	1	-	-	-	16	4	
-	-	-	6	-	-	-	-	6	-	
-	2	14	68	-	19	-	-	103	32	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	6	-	-	-	-	-	6	-	
-	2	10	62	-	17	-	-	91	20	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	9	4	6	-	-	-	-	19	8	
-	61	44	352	3	67	-	-	527	189	

本 年 度 処 理 濟 件 数										本年度未決 繰 越 件 数
み な す 取 下 げ 件 数	取 下 げ 件 数	却 下 げ 件 数	棄 却 件 数	却 全 部 件 数	部 取 消 し 件 数	部 取 消 し 件 数	変 そ の 件 数	更 他 件 数	計	-
件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
-	15	11	106	5	15	-	-	152	154	
-	1	-	1	1	1	-	-	4	4	
-	6	5	33	9	2	-	-	55	58	
-	-	1	16	-	1	-	-	18	9	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	
-	20	8	35	-	4	-	-	67	81	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	6	-	-	-	-	6	-	
-	17	8	25	-	2	-	-	52	65	
-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	2	2	-	-	-	-	4	4	
-	59	35	225	15	25	-	-	359	381	

- 4 取下げとは、不服申立て人が異議申立て又は審査請求を撤回したものいう。
- 5 却下とは、不服申立ての要件を欠いているため審査の対象にならないと判定されたものいう。
- 6 棄却とは、原処分を適法又は妥当と認め、不服申立てが認められなかつたものをいう。
- 7 取消し又は変更とは、原処分の全部又は一部に違法又は不当を認め、原処分の全部又は一部を取り消した判定をいう。